**令和８年（フ）第３７９３号**
東京都大田区久が原２丁目14―24
破産者　峯　　嘉昭
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第３８００号**
東京都葛飾区高砂３丁目１―17―101
破産者　内田　　望
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第３８０４号**
神奈川県川崎市宮前区宮崎６丁目１－３－102、開始決定時の住所神奈川県川崎市川崎区東門前２丁目１－７
破産者　湯浅　大輝
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第３８０５号**
神奈川県川崎市川崎区東門前２丁目１－７
破産者　湯浅　琴美（旧姓高橋）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第３８４０号**
東京都足立区保木間３丁目17―16―206
破産者　安藤　洋介
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第３８４２号**
東京都大田区上池台３丁目19―１　ボヌールカルテットＡ号
破産者　堀田　雅基
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第３８６９号**
東京都葛飾区四つ木４丁目６－３－206
破産者　西村　敦司
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第３８７２号**
東京都八王子市宮下町608　さくら第二八王子ハウス、住民票上の住所東京都世田谷区用賀３丁目10―３―106
破産者　守谷　泰子（旧姓中村）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第１２７号**
さいたま市桜区栄和五丁目17番21号栄和貸家Ｖ
破産者　株式会社Ｃｈａｒｕｌ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１１３４号**
東京都港区新橋１―12―９－７Ｆ
破産者　ＡＦＲソリューションズ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第２９６８号**
東京都江戸川区西瑞江３丁目37―２
破産者　佐藤　　翼
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第４５号**
静岡市清水区殿沢２丁目２番５号
破産者　株式会社大弘架設
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２１４号**
静岡県焼津市栄町６丁目13番６号
破産者　有限会社運転代行ヨンセン
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第３２６４号**
横浜市磯子区汐見台３丁目５番地１―3501棟142号
破産者　株式会社タグチ食品
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１２７号**
横浜市神奈川区菅田町488番地
破産者　有限会社宇佐美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第４１５号**
鹿児島市荒田一丁目43番４号
破産者　株式会社マルタケ青果
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

## 免責許可決定

**令和８年（フ）第２６号**
茨城県日立市国分町３丁目10番19―105号、前住所茨城県小美玉市羽鳥1703番地353
破産者　大塚　一弘
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**令和８年（フ）第７６号**
三重県津市白塚町3515番地６、前住所三重県津市白塚町3337番地８
破産者　稲垣美保子（旧姓茂知野）
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第８８号**
三重県津市島崎町244番地　エイムオーエス島崎町マンション107
破産者　山本仁衣七
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第９０号**
三重県津市観音寺町604番地226
破産者　城山　隆文
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第９４号**
三重県亀山市阿野田町1061番地18　グリーンヒル二本松103号
破産者　上川　和代
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第９８号**
三重県津市高茶屋小森町441番地１　イトウマンションＡ204
破産者　安部　　愛
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係